

川崎市立川崎病院医療器械仕様決定・機種選定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立川崎病院において購入する医療用器械の仕様の決定又は機種の選定を、公正かつ適正に行うため川崎病院医療器械仕様決定・機種選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)の適用のある医療器械の調達に係る仕様の決定。
- (2) 前号に掲げる調達以外の調達で、購入予定価格が1件160万円以上の医療器械の機種の選定に関する事。
- (3) その他必要事項に関する事。

2 前項第1号の規定により調達をする医療器械の仕様を決定する場合には、当該器械に係る商標、商号、特許、デザインもしくは型式又は産地、生産者もしくは供給者を特定せず、及びこれらの事項に言及しないこととする。ただし、これらの事項を用いなければ十分に明確な又は理解しやすい説明を行うことができない場合は、「またはこれと同等のもの」というような文言を付して、これらの事項を例示的に用いることができるものとする。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、入札に参加しようとする者が供給しようとする医療器械が第1項第1号の規定により決定した医療器械の仕様に適合するものであるかについての審査を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、病院長が指名する副院長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会の委員は、病院長が指名する診療科部（医）長2名以上のほか、次に掲げる者をもって充てる。

（1）放射線科主幹

（2）検査科部長

（3）看護部長

（4）庶務課長

（5）委員長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（招集）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（会議）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員（委員会及び当該案件を所管する部（科）の委員を除く）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、調査審議事項について必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

（仕様決定・機種選定審査委員会への依頼）

第8条 委員長は、第2条第1項の規定により調達をする医療器械の仕様の決

定または同条第2号の規定により調達をする医療器械で、購入予定価格が1件1,000万円を超える医療器械の機種を選定を行った場合は、当該決定または選定が公正かつ適正であるか否かについての審査を、川崎市立病院医療器械仕様決定・機種選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）に依頼するものとする。

（報告）

第9条 委員長は、第2条第2号の規定により調達をする医療器械で、購入予定価格が1件1,000万円以下の医療器械の機種を選定を行った場合は、すみやかに、審査委員会の委員長に報告するものとする。

（持回り議決）

第10条 必要に応じて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）の適用のある医療器械の調達に係る仕様の決定を除き、持回り議決書により、議決することができる。

2 前号の議決は、原則として全委員の持回り議決書への決裁により成立する。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、川崎病院事務局において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院医療器械仕様

決定・機種選定委員会は、この要綱により運営されていたものとみなす。